

重要事項説明書

1、概要

- (1) 事業所 はなぶさクリニック
- (2) 所在地 熊本県菊池郡大津町大字引水 196 番地 19
- (3) 管理者 高尾 英介
- (4) 連絡先 電話番号 096-282-8555
FAX 096-282-8557
- (5) サービス提供距離 大津町、菊陽町、西原村、益城町、熊本市東区
但し、事業所から半径 16 キロ圏内とします
- (6) 営業時間
月・火・水・金曜日 9 時 00 分～18 時
木・土曜日 9 時 00 分～13 時
※上記以外に関しては対応しておりません

定休日 日曜日、国民の祝日、8 月 15 日、12 月 30 日～1 月 3 日

2、事業の目的・運営方針

- (1) 目的
利用者に訪問看護のサービスを提供し、居宅において利用者がより自立した日常生活を営むことができるように、支援することを目的にサービスを提供します。
- (2) 営業方針
利用者の心身状態に応じた適切な訪問看護のサービスを行います。訪問看護のサービス実施にあたり、サービス従事者の確保・教育・指導に努め、利用者個々の主体性を尊重して、地域の保健医療・福祉など関係機関との連携により、総合的な訪問看護のサービス提供に努めます。

3、訪問看護の提供方法・内容

- (1) 提供方法
 - ① 訪問看護計画作成と同時に契約を結んだ後、サービス提供を開始いたします。
 - ② 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください
 - ③ サービス提供を求められた場合は、被保険者資格、要介護認定等の有無、公費受給者証の有無を確認し、利用者が主治医に申し出て、主治医が交付した訪問看護指示書により、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施します。
 - ④ 入院、入所等により 1 カ月以上の利用を休止された場合、利用開始については当事業所の状況により希望される時間や曜日に対応できない場合があります。その際にご相談し調整させていただきます。
- (2) 内容
 - ① 病状・障害の観察
 - ② 清拭・洗髪等による清潔の保持、食事及び排泄等日常生活の世話
 - ③ 褥瘡の予防・処置
 - ④ 体位変換
 - ⑤ リハビリテーション
 - ⑥ カテーテル等の交換・管理
 - ⑦ 家族その他の介護者に対する指導

⑧ その他必要な事項等

(3) 看護職員の禁止事項

看護職員はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証明、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者または第三者の生命や身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他の迷惑行為

4、虐待防止のための措置に関する事項

本事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じています。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に十分周知します。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的を実施します。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を選出します。

5、利用料金（料金表は別紙）

- (1) サービス提供による利用負担金は介護保険の法定利用料に基づいた範囲内とします。
- (2) 場合によっては、医療保険での扱いになる事があります。
- (3) 介護保険外のサービスとなる場合には、自己負担金になります。
- (4) 利用者負担金の支払いは、利用月の翌月 15 日頃までに請求書を発行します。支払いは月末までをお願いします。
- (5) キャンセル料

利用者様の都合でサービスを中止する場合は、下記のキャンセル料金を頂きます。ただし、利用者の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

利用日の前日の 17 時までに連絡があった場合	無料
利用日の前日までに連絡がなかった場合	利用料自己負担金の 1 割

(6) 交通費

駐車場がなく有料駐車場を利用しないと訪問できない方は、駐車料金の実費のご負担をお願いしております。

- (7) 死後の処置料は、5,500 円（税込）とする。

6、苦情対応

当事業所が提供した訪問看護サービスに関する相談・苦情は事業所の苦情相談窓口までご連絡ください。速やかに対応いたします。また、市町村や国民健康保険団体連合会等にも相談窓口があります。

苦情相談窓口

① はなぶさクリニック

担当者 高尾 英介

受付時間 月・火・水・金曜日 9時00分～18時

木・土曜日 9時00分～13時

電話番号 096-282-8555

② 各市役所・役場の介護保険窓口

③ 公的団体窓口

熊本県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口

住所 熊本市東区健軍町2丁目4番10

電話 096-214-1101

FAX 096-214-1105

受付時間 8時30分～17時

7、緊急時の対応方法

当事業所におけるサービス提供中に、利用者に容体の変化などがあつた際には、速やかに主治医に連絡。しかるべき処置後、主治医に報告し、緊急連絡先に連絡いたします。

ご利用者の個人情報の保護に関して

利用者及びご家族の個人情報について、同意頂いた場合において下記の必要最小限の範囲で使用させていただきます。

1、個人情報利用の目的

- (1) サービスの申込み及びサービス提供を通じて収集した個人情報が、諸記録の作成、私へのサービス提供及び状態説明に必要な場合
- (2) サービスの提供に関する事で第三者は個人情報の提供を必要とする場合、主治医の属する医療機関・連携医療機関・連携居宅サービス事業所や居宅介護支援事業所若しくは介護予防支援事業所からの私のサービス等に関する照会への回答
- (3) サービス提供に関する事以外で、以下の通り必要がある場合
医療保険・介護保険請求事務・保険者への相談・届出、照会、照会の回答、会計・経理損害賠償保険などに係る保険会社等への相談
または届出など
- (4) 学生の実習または研修協力、学会誌などの発表

2、個人情報の保護

収集した個人情報は保存方法、保存期間及び破棄処分については、適用される法律および条令のもと処分します

訪問看護サービス料金表（医療保険）

利用料金

利用回数	点数	自己負担1割	自己負担2割	自己負担3割
週3回目まで	580点	580円	1.160円	1.740円
週4回目まで	680点	680円	1.360円	2.040円

サービスの加算料金

利用内容	点数	自己負担1割	自己負担2割	自己負担3割
長時間訪問看護・指導加算	520点	520円	1040円	1560円
複数名訪問看護・指導加算	450点	450円	900円	1350円

※駐車場がなく有料駐車場を利用しないと訪問できない方は、駐車料金の実費の負担をお願いしております。

訪問看護サービス料金表（介護保険）

利用料金

介護予防訪問看護（要支援）

サービス所要時間	単位	負担金額 1 割	負担金額 2 割	負担金額 3 割
30 分未満	382 単位	382 円	764 円	1,146 円
30 分以上 1 時間未満	553 単位	553 円	1,106 円	1,659 円
1 時間以上 1 時間 30 分未満	814 単位	814 円	1,628 円	2,442 円

訪問看護（要介護）

サービス所要時間	単位	負担金額 1 割	負担金額 2 割	負担金額 3 割
30 分未満	399 単位	399 円	798 円	1,197 円
30 分以上 1 時間未満	574 単位	574 円	1,148 円	1,722 円
1 時間以上 1 時間 30 分未満	844 単位	844 円	1,688 円	2,532 円

※介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用については、全額自己負担となります。

○サービス加算料金

加算項目	単位	負担金額 1 割	負担金額 2 割	負担金額 3 割
初回加算（Ⅰ）	350 単位	350 円	700 円	1,050 円
初回加算（Ⅱ）	300 単位	300 円	600 円	900 円
複数名訪問加算所要時間 30 分未満の場合	254 単位	254 円	508 円	762 円
複数名訪問加算所要時間 30 分以上の場合	402 単位	402 円	804 円	1,206 円
長時間訪問看護加算	300 単位	300 円	600 円	900 円

※駐車場がなく有料駐車場を利用しないと訪問できない方は、駐車場の実費のご負担をお願いしております。

※長時間訪問看護加算は、指定訪問看護に関して、特別な管理が必要な利用者に対し、所要時間が 1 時間以上 1 時間 30 分未満の指定訪問看護を行った後、引き続き指定訪問看護を行った場合であり、指定訪問看護の所要時間を通算した時に 1 時間 30 分以上になる場合、1 回につき 300 単位を所定単位数に加算します。